

○国保税の減免

(1) 対象となる世帯

減免事由① 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った世帯

減免事由② 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入等（不動産収入、事業収入、給与収入及び山林収入）の減少が見込まれ、次の i ～ iii のすべてに該当する世帯

- i : 主たる生計維持者の事業収入等のいずれかが、前年に比べて10分の3以上減少する見込みであること
- ii : 主たる生計維持者の前年の所得の合計が1,000万円以下であること
- iii : 主たる生計維持者の減少が見込まれる事業収入等にかかる所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

(2) 対象となる保険税

令和4年4月1日から令和5年3月31日までの納期にかかる令和4年度分の保険税

(3) 減免実績（R4.12末現在）

	申請件数	減免決定件数	減免決定額
死亡又は重篤な傷病	0件	0件	0円
事業収入の減少 R4年度分（R4.4～R5.3相当分）	34件	29件	8,111,600円

※ 申請件数と減免決定件数の差は、減免事由に非該当で不承認となった件数

○傷病手当金

(1) 対象者：以下のすべてに該当する方

- ・八代市国民健康保険の被保険者の方
- ・勤め先から給与の支払いを受けている方（被用者の方）
- ・新型コロナウイルス感染症に感染または発熱などの症状があり感染が疑われ、療養のために労務に服することができなかった方

(2) 支給対象となる日

労務に服することができなかった日から起算して3日を経過した日から、労務に服することができない期間のうち就労を予定していた日数

(3) 支給額

(直近の継続した3カ月間の給与収入の合計額÷就労日数) × 2/3 × 支給対象となる日数

※給与などの全部または一部を受け取ることができる場合は、支給額が調整され、支給されない場合がある。

(4) 適用期間

令和2年1月1日から令和5年3月31日の間で、療養のため労務に服することができない期間（ただし、入院が継続する場合などは最長1年6か月まで）

(5) 支給実績（R4.12末現在）

件数	支給額
78件	2,540,826円